

令和6年度京都府サービス管理責任者等実践研修実施要領

1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)及び児童福祉法に基づく指定障害福祉サービス事業所等において、利用者のアセスメントや個別支援計画の作成、定期的なモニタリングといった一連のサービス提供プロセスにおいて必要な知識・技能を習得し、また、他のサービス提供職員に対する指導的役割を担うことができるサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者(以下「サービス管理責任者等」という。)の養成を目的として、研修を実施します。

2 主催 京都府

3 研修実施機関 社会福祉法人京都府社会福祉協議会 京都府福祉人材・研修センター

4 開催日時・会場・受講定員

	開催日時	会場	受講定員
WEB 講義	両コース共通 9月2日(月)～9月20日(金) (約3時間程度の動画を視聴後、レポート課題を提出。 詳細については受講決定の際にお知らせします。)	オンデマンド (指定期間中に各自で視聴することができます。)	各コース 150名 (計300名)
演習1コース	10月1日(火)9:30～18:00 10月2日(水)9:30～17:00	京都テルサ 西館1階ホール	
演習2コース	12月17日(火)9:30～18:00 12月18日(水)9:30～17:00		

※研修終了時刻は前後する場合があります。詳細については受講決定通知にてお知らせします。

※各コースの講義・演習は同内容です。受講を希望する日程によりコースをお選びください。

※受講決定後のコース変更はできませんので御注意ください。

※受講申込者が定員を超過した場合は受講申込内容に基づき受講決定を行いますので、申し込んだにもかかわらず研修を受講いただけないことや、受講していただくコースの御希望に添えないことがありますので予め御了承ください。

(1)WEB講義について

- ・YouTubeでの動画配信を予定しています。視聴環境がない方は、その他の受講方法について検討いたしますので、受講申込フォームの「WEB講義の視聴環境」に御入力ください。
- ・WEB講義受講後は、レポート課題に取り組んでいただきます。研修実施機関が指定する日時までにレポート課題の提出がない、又はレポート課題の内容に不備がある場合は、演習の受講が認められず、修了認定ができません。

(2)演習の事前課題について

- ・演習の実施に当たっては、受講決定後、予め示した事例について課題に取り組んでいただきます。課題様式には事業所の確認欄がありますので、必ず事業所の確認を取った上で課題を作成してください。詳細は受講決定通知の際にお知らせします。
- ・作成した事前課題に基づいて演習を実施しますので、当日、事前課題を持参いただけない場合は、演習に参加できないことがあります。

5 受講対象者

本研修の受講対象者は、指定障害福祉サービス事業所等又は指定障害児入所施設等(開設予定含む)において、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として従事している者又は従事しようとする者であって、次に掲げる(ア)～(エ)のいずれかに該当するものです。

- (ア)①サービス管理責任者等基礎研修を令和元年4月1日以後に修了し、かつ、②相談支援従事者初任者研修講義部分(3日、6日又は8日コース)を修了済(修了年月日は不問)である者のうち、①②両研修の修了後、本研修受講開始日前(令和6年9月2日まで)5年間に、指定障害福祉サービス事業所等又は指定障害児入所施設等における通算2年以上の実務経験(OJT)【相談支援又は直接支援の業務経験(別紙1、別紙2参照)】を有するもの。
- (イ)①サービス管理責任者等研修(共通講義・分野別演習)を平成30年度以前に修了し、かつ、②相談支援従事者初任者研修講義部分(3日、6日又は8日コース)を令和元年4月1日以後に修了した者のうち、①②両研修の修了後、本研修受講開始日前(令和6年9月2日まで)5年間に、指定障害福祉サービス事業所等又は指定障害児入所施設等における通算2年以上の実務経験(OJT)【相談支援又は直接支援の業務経験(別紙1、別紙2参照)】を有するもの。
- (ウ)サービス管理責任者等研修(共通講義・分野別演習)及び②相談支援従事者初任者研修講義部分(3日、6日又は8日コース)を平成30年度以前に修了したが、令和5年度末までにサービス管理責任者等更新研修の修了者とならなかったもので、サービス管理責任者等としての資格を再取得したいもの(実務経験は不問)。
- (エ)①令和3年度サービス管理責任者等基礎研修2コースを令和3年10月21日に修了し、現在サービス管理責任者等としてみなし配置されているもの。
※サービス管理責任者等としての資格を取得するためには、今年度の本研修1コースを令和6年10月2日に修了する必要があります。

【実践研修受講に当たり必要な実務経験(OJT)について】(令和5年6月30日告示改正)

本研修を受講するために必要な実務経験(OJT)は基本的に「2年以上」とされていますが、以下の要件を全て満たす場合は、例外として「6月以上」の実務経験(OJT)で本研修の受講が可能です。

- (i)基礎研修受講開始時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件(相談支援業務又は直接支援業務3～8年)を満たしていること。
- (ii)障害福祉サービス事業所等において、6月以上の期間、延べ10人以上の個別支援計画作成の業務に従事していたこと。
- (iii)上記業務への従事について、指定権者に届出を行うこと。

※本研修において「6月以上」の実務経験(OJT)の適用を受けるためには、別添の様式により保健所又は京都市への届出が必要です。必ず本研修の受講申込期間内に届け出るようにしてください。(届出内容は事務局に共有されます。)

※実務経験(OJT)実施前ではなく、既に6月以上の実務経験(OJT)を完了した方について、完了後に届け出ていただくこととしていますので御留意ください。

※業務内容等についての詳細は、別添「令和5年度におけるサービス管理責任者等研修制度の変更に関するQ&A」に記載がありますので参考にしてください。

※別紙1、別紙2の業務経験、みなし配置の取扱、「6月」の実務経験(OJT)に係る届出については、以下の機関へお問い合わせください。

◆京都府内事業所…事業所所在地を管轄する府保健所福祉課

◆京都市内事業所…

サービス管理責任者:京都市保健福祉局障害保健福祉推進室(TEL:075-222-4161)

児童発達支援管理責任者:京都市子ども若者はぐくみ局子ども家庭支援課(TEL:075-746-7625)

6 資料代(受講料)

3,000円

※受講決定通知に同封する払込取扱票により9月6日(金)までにお振り込みください。なお、振込手数料は各自で御負担ください。

※受講をキャンセルされた場合でも、振込後の返金はできかねますので御了承ください。

7 受講申込方法

(1) 令和6年7月17日(水)午前9時までに、下記 URL 又は右記二次元コードからお申し込みください。

<https://38d80014.form.kintoneapp.com/public/9a01f6cf2f3fe971e8a3e79>

- ・インターネットによる受講申込が難しい場合は、京都府福祉人材・研修センター(075-252-6296)まで御連絡ください。
- ・受講申込完了後、登録いただいたメールアドレス宛てに自動返信メールが送信されますので、受信の確認をお願いします。自動返信メールが届かない場合は、必ず京都府福祉人材・研修センター(075-252-6296)まで御連絡ください。受講申込に関するトラブルが生じた場合、自動返信メールを保管されている方のみ対応いたしますので御了承ください。



(2) 受講申込に当たっての留意事項

- ・受講申込フォームに入力された内容に基づき受講決定を行います。入力漏れ、誤字・脱字のないよう留意し、必ず全ての項目について入力してください。入力内容に不備がある場合、受講申込を受け付けないことがありますので御注意ください。
- ・受講配慮を希望する場合は、受講申込フォームに必ずその旨を入力してください。事前に申出がない場合は、受講に必要な配慮・対応ができないことがありますので御了承ください。

(3) 受講可否について

- ・受講の可否については、令和6年8月23日(金)までに、受講申込フォームに入力された所在地宛てに御案内いたします。なお、8月30日(金)を過ぎても受講可否の連絡が届かない場合は、至急、京都府福祉人材・研修センター(075-252-6296)まで御連絡ください。

8 修了証書

- ・全カリキュラムの修了が認定された者には、演習最終日に京都府から修了証書を交付します。
- ・修了証書には氏名・生年月日を記載しますので、受講申込の際は誤りのないよう入力してください。
- ・研修修了のためには、全日程、全科目、全時間への出席が必要です。また、WEB 講義視聴後のレポート課題の提出がない・レポート課題の内容に不備がある場合や、欠席、遅刻、早退、長時間の途中離席があった場合は、原則として修了認定ができません。その他、演習での受講態度が不良であると主催者及び研修実施機関が判断した場合等も、修了認定ができません。
- ・本研修を複数年度にまたがって履修することは認めておりません。単年度で全日程、全科目、全時間を受講してください。
- ・修了認定ができなくなった場合は、その時点以後の受講をお断りします。この場合でも資料代の返金はできません。
- ・受講申込フォームに入力された内容に虚偽があることが判明した場合は、修了証書交付後であっても、修了認定の取消等の措置を講じることがあります。

9 その他

(1) 受講のキャンセルについて

- ・受講申込者多数となった場合、受講不可となる方もおられます。そのため、受講決定後のキャンセルはできる限りお控えいただきますようお願いいたします。なお、体調不良やその他の事情によりやむを得ず受講をキャンセルする場合は、速やかに京都府福祉人材・研修センター(075-252-6296)まで御連絡ください。

(2) 受講上の注意点について

- ・研修中は、休憩時間を除き、スマートフォンやパソコン等の電子機器類の使用をお控えください。緊急に外部との連絡が必要となった場合は、必ず事前に事務局へお申し出いただき、許可を得た上で離席してください。
- ・上記以外にも、研修実施の妨げとなる行為や、その他受講態度の不良が認められる場合は、事務局から途中退席をお願いする場合があります。
- ・以上のことについて御了承いただいた上で研修にお申し込みください。

(3) 会場等について

- ・会場規模が大きいので、個々人に合わせた温度調整が難しいことがあります。着脱しやすい衣服でお越しいただき、調整をお願いします。
- ・昼食は各自で御用意願います。

(4) 自然災害発生時の対応について

- ・悪天候等が予測される場合の対応については、社会福祉法人京都府社会福祉協議会のホームページ (<http://www.kyoshakyo.or.jp/>) 内の「研修受講者の方」のページに掲載します。
- ・自然災害発生の影響により研修の実施が不可能と判断した場合、後日主催者において指定する日に振り替えることがあります。

(5) 個人情報の取扱について

- ・受講申込フォームに入力された個人情報は、本研修の適切かつ円滑な実施の目的のみに利用させていただきます。また、受講申込内容や修了可否の状況等を事業所所在地の市町村と共有する場合がありますので予め御了承ください。

10 研修に関する問合せ先 ※業務経験に関する問合せ先は「5 受講対象者」を参照してください。

研修実施機関 (福)京都府社会福祉協議会京都府福祉人材・研修センター (TEL:075-252-6296)

主 催 者 〒602-8570

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府庁 健康福祉部 障害者支援課

福祉サービス・障害児支援係 サービス管理責任者等研修担当 (TEL: 075-414-4671)